

●香川県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年11月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成21年8月12日	吉永歯科医院 丸亀市飯野町東二533-5	吉永歯科医院 丸亀市飯野町東二533-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成21年9月6日	安治川歯科医院 仲多度郡琴平町730	安治川歯科医院 仲多度郡琴平町730	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成21年9月30日	樫村病院 木田郡三木町大字平木56番地7	樫村病院 木田郡三木町大字平木56番地7	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
平成21年9月30日	千代歯科医院 善通寺市与北町1114番地1	千代歯科医院 善通寺市与北町1114番地1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導